

生活

戸籍の窓口での「本人確認」が法律上のルールになりました

戸籍法の一部を改正する法律が、5月1日から施行されました。

■本人確認について

市の窓口では、戸籍の証明書の請求や戸籍の届け出を受け付けるときに、他人による不正取得や虚偽の届け出を避けるため、窓口にお越しのかたについて本人確認を行っています。

■本人確認の方法について

窓口にお越しのかたについて、運転免許証、写真付き住民基本台帳カードなどの写真付きの本人確認書類の提示により、確認を行います。

※戸籍事務の取り扱いを適切に実施するため、今後とも皆さんのご理解ご協力をお願いします。



国民年金の加入手続きはお済みですか？

日本に住む20歳以上60歳未満

05050-2215)、川本税務課(05050-2782)、花園税務課(0504-1124)へ

深谷市国民健康保険特定健康診査の申し込みについて

6月～9月までの間、深谷市国民健康保険「特定健康診査」(以下特定健診)の実施します。40歳～74歳の深谷市国保被保険者(平成21年3月31日現在の年齢)のかたには、特定健診の個別通知を発送します。個別通知に受診券と一緒に健診の日程表および健診日の予約案内を同封します。ご自分の都合の良い日に健診をお受けいただくために、健診日は予約制になります。個別通知が届いてから、日程表にある、お住まいの地区の指定日か、ご自分の都合の良い日程を選び、予約してください。予約の混雑を避けるため、通知の発送は、お住まいの地区ごと順次発送します。

個別通知の発送時期は、5月下旬に深谷・川本・花園地区、6月中旬に藤沢・明戸・大奇・八基・豊里・上栗地区、7月中旬に幡羅・南・岡部地区を予定しています。予約方法などの詳細は、個別通知をご覧ください。

※今年度中に75歳になる国保被保険者のかたは、後期高齢者

のかたは、国民年金に必ず加入します。

国民年金は、老齢、障害、死亡などの事態に、基礎的な生活の保障をするため、すべてのかたに共通の基礎年金を支給する制度です。厚生年金や共済組合の加入期間があるかたには、それぞれの加入期間分の年金が基礎年金に上乗せして支給されます。

【国民年金の加入者は3種類】

◇第1号被保険者 自営業、学生、フリーランスライターなどで第2号被保険者や第3号被保険者に該当しないかた

加入手続き 保険年金課または各総合支所市民環境課

保険料 月額14,410円(平成20年4月から変わりました)

納付方法 ①納付書で金融機関やコンビニで納める ②口座振替で納める ③インターネットや携帯電話から納める(電子納付) ④事前に社会保険事務所へ申し込み、以後、自動的にクレジット会社で立て替え納付を行う(クレジットカード納付)

※保険料に関する問い合わせは社会保険事務所(0522-5158)へ

◇第2号被保険者 厚生年金・共済組合の加入者(会社員・公務員)

健康と同様の方法でお申し込みできますので、個別通知は送付しません(関連記事8ページ参照)。

健診費用 500円

問い合わせ 保険年金課(0574-6041)、岡部市民環境課(05050-2213)、川本市民環境課(0503-2783)、花園市民環境課(0504-1122)へ

児童手当について

市内に居住し、小学校6年生(12歳到達後の3月31日)までのお子さんを養育しているかたに支給されます。ただし、所得制限があります。申請があった翌月分から支給されます。申請について

児童手当を受給するためには、認定請求書などの提出が必要ですが、昨年度、所得制限で児童手当がもらえなかったかたも、今年度は要件を満たせばもらえる場合がありますので、ご希望のかたは、5月中旬に申請してください。申請されるかたの状況により、提出書類が異なります。また、公務員のかたは、勤務先で手続きをしてください。

児童手当の受給者のかたは、6月に現況届を提出することになります。

加入手続き 事業主が行います。保険料 給与から天引きされます。

◇第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている配偶者加入手続き 配偶者の勤務先へ届け出ます

保険料 配偶者の加入する厚生年金などの制度全体が負担します。個別に納める必要はありません。

《希望すれば加入できるかた》◇任意加入(20歳以上65歳未満のかた)

※60歳以上65歳未満のかたで年金の受給資格がないかたや年金額を満額に近づけたいかたは20歳以上65歳未満で、海外に住んでいる日本人

◇特例任意加入(65歳以上70歳未満のかた)

※昭和40年4月1日以前に生まれただかたで、65歳になっても受給資格がないかたは受給資格期間を満たすまで(最長70歳まで)任意加入することができます。

老齢基礎年金の繰り上げ請求と繰り下げ請求

老齢基礎年金は、65歳からの受給が原則ですが、希望によって60歳～64歳までの間に繰り上げて減額した年金を受け取ることができます。また、66歳以降に繰り下げて、増額した年金を受け取ることができます。

健康と同様の方法でお申し込みできますので、個別通知は送付しません(関連記事8ページ参照)。

受給者のかたやお子さんの住所や名前が変わったとき

・特例給付受給者のかたが会社を退職し厚生年金を脱退したとき

・支給対象となる児童が増えたときまたは減ったとき、など

問い合わせ 児童課(0574-6046)、岡部福祉健康課(05085-2214)、川本福祉健康課(0503-2532)、花園福祉健康課(0504-1122)へ

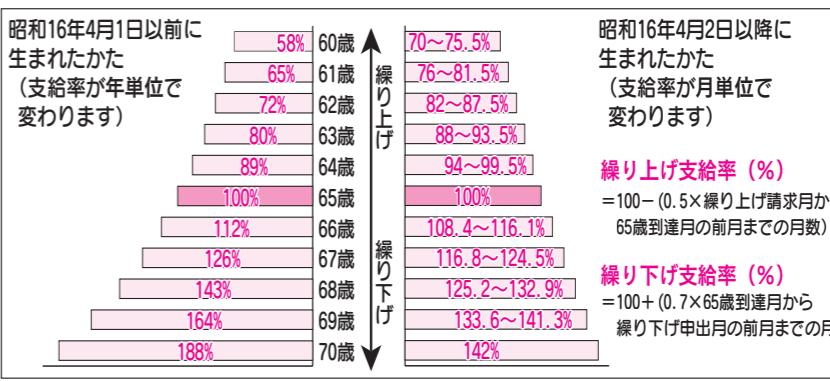
5月から消費生活相談が週3回になります！

毎週水・金曜日に加え5月から毎週月曜日も消費生活相談を行います(午前10時～午後4時まで)。また、電話での相談として悪質商法110番を平日開設しています(0574-8527)。

午前9時～午後4時30分まで。悪質な訪問販売や新商品の商法などでお困りのかたはお気軽にご相談ください。

お問い合わせ ぐらういきいき課(0574-6003)へ

支給率は次表になります。



なお、決定された支給率は生涯変わりません。また、繰り上げ請求をした場合、その後は障害基礎年金が請求できないなどの給付制限があります。請求の取り消しや請求時期の変更はできませんので、十分検討した上で請求してください。

お問い合わせ 年金ダイヤル(0570-051165)、保険年金課(0574-6041)へ

【設置補助金】 補助対象地域において、住宅に合併処理浄化槽を設置する場合、補助金を交付しています。対象地域 公共下水道認可区域および農業集落排水事業処理施設の計画区域を除く市内全域

【維持管理補助金】 補助対象地域において、合併処理浄化槽の適切な維持管理を行う場合、補助金を交付しています。対象地域 公共下水道の供用開始後および使用開始後は申請できません。

合併処理浄化槽設置・維持管理補助金のお知らせ

※関連記事21ページ参照

お問い合わせ ぐらういきいき課(0574-6003)へ

6月1日は「人権擁護委員の日」

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。「人権擁護委員の日」と定められています。市では、「人権擁護委員の日」にちなみ、特設相談を設けています(相談無料、秘密厳守)。

固定資産の实地調査について 市では、土地の現況や家屋の建築状況などについて地方税法第四百八条の規定により实地調査を行っています。

お問い合わせ 人権政策課(0574-6046)へ

岡部市民環境課(05050-2213)、川本市民環境課(0503-2783)、花園市民環境課(0504-1122)へ

住民税の住宅借入金等特別税額控除申告をお忘れなく 税源移譲により所得税額が減額となり、所得税から住宅ローン控除額を控除しきれなかった場合には、その分を申告により翌年度の市・県民税(所得割)から控除することができます。

対象 住民税の住宅ローン控除は、次の条件をすべて満たしているかたが対象です。「住民税住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出されていないかたは、お早めに提出をお願いします。

1 平成11年～平成18年末までに入居されたかた

2 年末調整などで所得税の住宅ローン控除を受けているかた

3 源泉徴収票の源泉徴収税額が「0」または空白のかた

4 源泉徴収票の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額一の金額が記載されているかた

※申告のない場合には住民税から減額措置を受けることができません。

※詳細は市ホームページへ

お問い合わせ 市民税課(0574-6037)、岡部税務課(05050-2783)、花園市民環境課(0503-2783)、花園市民環境課(0504-1122)へ

始区域および農業集落排水処理開始区域を除く市内全域

補助額 25,000円(最初に補助金を受けた年度から継続して5年間)

維持管理の内容 保守点検、清掃、法定検査

お問い合わせ 環境課(0574-8572)、岡部市民環境課(05050-2213)、川本市民環境課(0503-2783)、花園市民環境課(0504-1122)へ

6月1日は「人権擁護委員の日」 6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。「人権擁護委員の日」と定められています。市では、「人権擁護委員の日」にちなみ、特設相談を設けています(相談無料、秘密厳守)。

固定資産の实地調査について 市では、土地の現況や家屋の建築状況などについて地方税法第四百八条の規定により实地調査を行っています。

お問い合わせ 人権政策課(0574-6046)へ

L・フォルテ子育て支援軽運動室開放

とき 毎週水曜日午後1時～4時
 ところ L・フォルテ軽運動室
 対象 未就学児とその保護者
 問い合わせ L・フォルテ ☎ 573 - 4761・火曜日休館)へ

深谷市子どもの虐待防止ホットライン

虐待が疑われる子どもを見つけた場合は、ホットラインへご連絡ください。
 ホットライン ☎ 574 - 3000 (市役所本庁舎家庭児童相談室内)



各種無料相談

相談名	内容	とき	ところ	問い合わせ
教育	子どもの非行や不登校、いじめなど、学校生活上の悩み	電話相談・来所相談ともに毎週月～金曜日(祝休日を除く)午前9時～正午・午後1時～4時30分 ファックス・Eメールは24時間受け付け フリーダイヤル ☎ 0120-4-78374 ☒ e-net@city.fukaya.saitama.jp	教育庁舎内教育研究所	学校教育課(教育研究所) ☎ 572 - 9456
家庭・児童・母子	家庭、育児、不登校などの相談	毎週月～金曜日(祝休日を除く)午前9時～午後4時	市役所家庭児童相談室	児童課 ☎ 574 - 6646
行政相談	行政に関する苦情など	5月 7日(水)・21日(水)、6月 4日(水) 午前9時～正午	市役所北別館市民相談室	くらしいきいき課 ☎ 574 - 6633
		5月 15日(水)、6月 19日(水) 午後1時30分～4時	岡部総合支所会議室	岡部市民環境課 ☎ 585 - 2213
		5月 14日(水)、6月 11日(水) 午前9時～正午	川本総合支所会議室	川本市民環境課 ☎ 583 - 2783
		6月 3日(水)、7月 1日(水) 午後1時30分～4時	花園総合支所会議室	花園市民環境課 ☎ 584 - 1122
法律相談	相続、離婚、金銭貸借、商取引などの法律に関すること	毎週火曜日(祝休日を除く)午後1時30分～4時 予約制(電話で受け付け) ※定員各日10人 担当=弁護士	相談を希望される場合は、担当課へご連絡ください	くらしいきいき課 ☎ 574 - 6633
		6月 5日(水)、8月 7日(水) 午後1時30分～4時 予約制(電話で受け付け) ※定員各日10人 担当=弁護士	岡部総合支所会議室	岡部市民環境課 ☎ 585 - 2213
		5月 16日(金)、7月 18日(金) 午後1時30分～4時 予約制(電話で受け付け) ※定員各日10人 担当=弁護士	川本総合支所会議室	川本市民環境課 ☎ 583 - 2783
		6月 20日(金)、8月 15日(金) 午後1時30分～4時 予約制(電話で受け付け) ※定員各日10人 担当=弁護士	花園総合支所会議室	花園市民環境課 ☎ 584 - 1122
市民相談	市民生活全般	毎週月～金曜日(祝休日を除く) 担当=市民相談員 午前9時30分～正午・午後1時～4時30分	市役所北別館市民相談室	くらしいきいき課 ☎ 574 - 6633
消費生活	商品契約に関する苦情など	毎週月・水・金曜日(5月12日(月)・祝休日を除く) 午前10時～正午・午後1時～4時 担当=消費生活相談員	相談を希望される場合は、担当課へご連絡ください	くらしいきいき課 ☎ 574 - 6633
悪質商法110番	悪質商法に関する相談およびクーリングオフの仕方など	毎週月～金曜日(祝休日を除く) 担当=くらしいきいき課職員 午前9時～正午・午後1時～4時30分	電話で随時受け付け	くらしいきいき課 ☎ 574 - 8527
税務	税理士による税一般に関する相談	5月20日(水) 午前10時～午後4時 担当=税理士会会員	市役所西別館202会議室	市民税課 ☎ 574 - 6637
納税相談	市税の納付と納付に関する相談	毎月第1日曜日 午前9時～午後4時	収税課、総合支所税務課	収税課 ☎ 574 - 6639
人権	人権擁護委員による、生活全般で感じた人権上の困りごとや悩みの相談	5月12日(月)、6月10日(水) 午前10時～午後3時	12日市役所西別館201会議室 10日市役所西別館202会議室	
		5月20日(水)、6月20日(金) 午前10時～午後3時	岡部総合支所1階会議室	人権政策課 ☎ 574 - 6643
		5月20日(水)、6月20日(金) 午前10時～午後3時	川本総合支所相談室	
L・フォルテ相談室	心や体、DVの悩みなど	5月17日(水)、6月21日(水) 午前11時～午後3時 予約制	L・フォルテ2階研修室B	L・フォルテ ☎ 573 - 4761
		毎週月・木曜日=午前10時～正午・午後1時～3時 (いずれも祝休日を除く) 内職・就職は予約制	産業会館3階商工振興課隣の会議室	商工振興課 ☎ 574 - 6650
		5月18日(木)、6月 5日(水) 午後1時～3時	深谷コミュニティセンター	社会福祉協議会 ☎ 573 - 6563
エイズ相談・エイズ検査	エイズなどに関する相談と血液検査 予約制 ※原則無料・匿名可 ※即日検査は採血後60分で結果が分かります ※通常検査ではB・C型肝炎、梅毒検査(無料)、クラミジア検査(有料)も受検できます	エイズ即日検査 6月 5日(水)、7月 3日(水) 午後1時～3時		
		エイズ夜間検査 6月 5日(水)、7月 3日(水) 午後5時30分～6時30分	熊谷保健所	熊谷保健所 ☎ 523 - 2811
		通常検査 5月27日(水)、6月24日(水) 午前10時～11時 午後5時30分～6時30分		
精神保健福祉相談	精神科医師による精神保健福祉に関する相談 予約制	5月13日(水)、7月 8日(水) 午後1時～2時	熊谷保健所	熊谷保健所 ☎ 523 - 2811
県民法律相談	弁護士による法律相談 予約制	毎月第1・3・4水曜日 午後1時～4時	県北部地域振興センター(県地方庁舎1階)	県北部地域振興センター ☎ 522 - 6506
県民相談・交通事故相談	家庭の困りごとや交通事故相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後4時	県北部地域振興センター(県地方庁舎1階)	県北部地域振興センター ☎ 521 - 7300 (交通事故相談)

なごに訪問して内部なども含め調査を行う場合があります。
 実地調査を行う職員は、固定資産評価補助員証などの身分証明書を必ず携帯していただきます。皆さんのお宅などに訪問した際には、ご確認の上、ご協力をお願いいたします。
 問い合わせ 資産税課 ☎ 574 - 6638、岡部税務課 ☎ 585 - 2215、川本税務課 ☎ 583 - 2782、花園税務課 ☎ 584 - 1124)へ

その他

水道部からのお知らせ
 次の工事店を新たに深谷市指定給水装置工事業者に指定しました。
 ・(有)アライ水道(比企郡滑川町 ☎ 0493-62-2807)
 ・(有)田中設備(行田市 ☎ 504-2416)
 ・土屋設備工業(深谷市 ☎ 584-4881)
 問い合わせ 水道工務課 ☎ 574-6601)へ

地域創業助成金の終了のお知らせ
 厚生労働省管轄の制度である「地域創業助成金」が終了します。平成20年3月31日までの創業および雇い入れまでが対象で、申請期限は6月30日(月)までです。助成を受けるためには審査が必要ですが、希望される事業所はお早めにご申請ください。
 問い合わせ 埼玉県雇用開発協会 ☎ 048-824-8739) または、商工振興課 ☎ 574-6650)へ

上柴地区複合施設整備について
 市では、上柴地区が持つ福祉文教機能ならびに商業機能の維持・向上を図るため、現在の上柴公民館およびL・フォルテを解体撤去し、同敷地に公共機能と商業等機能が併設された複合施設の整備を予定しています。この複合施設の整備は、民間の資金とアイデアを活用した手法で実施し、これによって、より良い公共サービスの提供と財政負担の縮減が図られるようにしてまいります。
 本事業の概要や手法などについては、今後、ホームページなどで公表を予定している「上柴地区複合施設整備事業実施方針」でお知らせします。
 問い合わせ 政策推進課 ☎ 574-8096)へ

悪質な訪問販売に「注意！」
 消火器や住宅用火災警報器の悪質な訪問販売が多発しています。申請期限は6月30日(月)までです。助成を受けるためには審査が必要ですが、希望される事業所はお早めにご申請ください。
 問い合わせ 埼玉県雇用開発協会 ☎ 048-824-8739) または、商工振興課 ☎ 574-6650)へ

質な訪問販売が多発しています。「消防署の方から来ました。この火災警報器を付けなければいけません。」とか「消火器が5年過ぎています。新しい消火器と今すぐ交換しなくてはなりません。」といった売り付けの場が考えられます。消防署や消防団では消火器や火災警報器などを売り歩くことはありません。
 だまされてしまっても「クーリング・オフ」制度があり、無条件で解約できることもあります。「おかしいな」と思ったら消費生活相談窓口 ☎ 048-261-0999)にご相談をお願いします。予防課 ☎ 571-0913)へ

防災行政無線放送内容のご案内
 テレホンサービス番号
 0180-999431
 ※通話料のみで、情報料はかかりません。

3月の善意
 市社会福祉協議会への3月の寄付金は、11件で436,991円でした。皆さんの温かい協力ありがとうございました。

問い合わせ 市社会福祉協議会 ☎ 573-6563)へ

講座名	担当課
1 深谷市総合振興計画	企画財政課
2 深谷市の財政	企画財政課
3 ユニバーサルデザインのまちづくり～ユニバーサルデザインってなあに?～	政策推進課
4 悪質商法等の消費生活講座	くらしいきいき課
5 深谷市の環境問題	環境課
6 野外焼却 STOP 講座	環境課
7 障害者自立支援法について	障害福祉課
8 高齢者福祉サービスと介護保険制度	長寿福祉課
9 マナーアップ講座(交通安全)	生活道路パトロール課
10 深谷の各地域の歴史と文化財について	生涯学習課
11 古代の役所について(榛沢郡役所または幡羅郡役所)	生涯学習課
12 武蔵武士 岡部六弥太忠澄について	生涯学習課
13 岡部藩について	生涯学習課
14 街道を訪ねて(鎌倉街道上道、秩父往還)	生涯学習課
15 もしものときの災害に備えて	予防課・危機管理課
16 応急手当講座	警防課
17 生活習慣病を予防するために	深谷市保健センター
18 深谷市障害者プラン	障害福祉課
19 後期高齢者医療制度について	保険年金課

活用してください まごころ出張講座
 まごころ出張講座は、市が市政に関する講座メニューを用意し、市民の皆さんのご要望に応じて市職員が指定の場所に出張し、講座を実施するものです。
 ■開催時間・場所
 午前9時～午後8時30分までの間で1時間30分以内(祝休日、年末年始を除く)
 ■申し込み方法
 講座を開催しようとする日の1か月前までに、申込書を秘書室へ提出してください。
 ※各講座の詳しい内容については各担当課へお問い合わせください。
 ※まごころ出張講座についての問い合わせは秘書室 ☎ 574-6631)へ